

# 「電子患者介護用のシステム、方法および装置」特許審決取消判決の分析

本件は「電子患者介護用のシステム、方法および装置」に関する特許出願について、特許庁が拒絶審決を行ったことに対し、出願人（デカ・プロダクツ・リミテッド・パートナーシップ）がその取消しを求めた訴訟である。令和6年11月27日、知的財産高等裁判所は審決を取り消す判決を下した。

## 事案の概要と経緯

本願は、電子患者介護用のシステムに関する特許出願であり、その請求項1は以下のように記載されている：

「電子患者介護用のシステムであって、ウェブ・サービスと、ルーティング機能および医療デバイスソフトウェア更新の無しまたは少なくとも1つと、を提供するように構成されたゲートウェイ；および前記ウェブ・サービスを使用して前記ゲートウェイと動作可能に通信するように構成された医療デバイスを備えるとともに、前記ウェブ・サービスがトランザクション・ベースのウェブ・サービスである、システム。」<sup>[1]</sup> <sup>[2]</sup>

出願の経緯は以下の通りである：

- 令和元年10月28日：本願特許出願（特願2019-195004号）
- 令和3年10月20日：拒絶査定
- 令和4年2月28日：拒絶査定不服審判請求
- 令和5年9月11日：拒絶審決
- 令和6年1月24日：審決取消訴訟提起
- 令和6年11月27日：判決（審決取消）<sup>[2]</sup>

## 審決が取り消された理由

### 明確性要件（特許法36条6項2号）の判断について

特許庁の審決では、本願発明の「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語がどのようなものであるのか、その技術的な意味が不明であるとして、明確性要件を満たしていないと判断した<sup>[1]</sup> <sup>[3]</sup>。

これに対し、知財高裁は以下のように判断した：

1. 特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載だけではなく、明細書の記載及び図面を考慮し、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否か」という観点から判断すべきである<sup>[2]</sup>。

2. 複数の公知文献（甲5、6、11、13、16、17）の記載から、「ウェブ・サービス」という用語は「インターネット上に分散した複数のウェブアプリケーションシステムをシステム同士で連携させる技術であり、XML、UDDI、WSDL及びSOAPの規格に適合したもの」という意味で用いられ、本願の国際出願日の当時、技術常識となっていたと認められる<sup>[3] [4]</sup>。
3. 出願当時における技術常識を踏まえると、本願発明の「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」は、それぞれ上記の意味で用いられていると理解できる<sup>[1]</sup><sup>[3]</sup>。
4. したがって、本願明細書においてこれらの用語の具体的な説明がされていなかったとしても、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえない<sup>[3] [4]</sup>。

## 実施可能要件（特許法36条4項1号）の判断について

審決では、「ウェブ・サービス」等の技術的な意味が不明であるとして、本願明細書の記載は当業者が発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載したものとはいえず、実施可能要件も満たしていないと判断した<sup>[5] [6]</sup>。

しかし、裁判所は明確性要件に関する判断を前提として、「明確性要件についての審決の判断には誤りがあるから、その判断を前提に、発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を欠くとした本件審決の判断にも誤りがある」と判断した<sup>[5] [6]</sup>。

## 審決取消しの妥当性

### 法的解釈の妥当性

知財高裁の判断は、明確性要件について「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否か」という基準を用いており、特許法の趣旨に合致している<sup>[2]</sup>。特許法36条6項2号の解釈として、特許請求の範囲だけでなく明細書の記載及び技術常識を考慮するという姿勢は、過去の判例とも整合的である。

### 技術用語の解釈の妥当性

本判決では、「ウェブ・サービス」等の技術用語について、複数の公知文献に基づき丁寧に技術常識を認定している点特徴的である<sup>[3] [4]</sup>。当業者であれば明細書に具体的な説明がなくても理解できる技術用語については、わざわざ明細書で定義せずとも明確性要件を満たすという判断は、技術的観点からも合理的である。

### 被告（特許庁）の主張に対する反論の妥当性

特許庁は、本願明細書に「ウェブ・サービス」等の具体的な説明がないため、後から提出された証拠によって技術的意味を自由に変更できることになってしまうと主張した<sup>[1]</sup>。さらに、原告が審判段階で「インターネットを介したサービス」を意味すると主張するなど、主張が変遷していると指摘した<sup>[1]</sup>。

しかし、裁判所はこれらの主張を採用せず、明確性要件の判断は当業者の出願当時における技術常識を基礎とすべきであるとし、「ウェブ・サービス」等の用語自体が技術常識であったと認められる以上、明細書に具体的な説明がなくても不明確とはいえないとした<sup>[3] [4]</sup>。この判断は、技術常識の認定プロセスを重視する点で妥当と評価できる。

## 専門家の評価

検索結果<sup>[4]</sup>によれば、「明確性要件は、特許請求の範囲の記載、明細書の記載及び技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されます。本判決は、かかる判断基準を踏まえ、出願当時の刊行物の記載内容を仔細に検討し、技術常識を丁寧に検討していることから、結論的には妥当であると考えられます。」との評価がされている。

## 結論

本判決は、技術用語の明確性判断において、明細書での具体的な説明だけでなく、出願当時の技術常識を丁寧に考慮すべきという重要な指針を示した。特に、デジタルヘルスケア分野のような技術革新の速い分野では、一般的に理解されている技術用語について逐一定義することが現実的でない場合もあり、そうした状況に対応する合理的な判断といえる<sup>[7] [6]</sup>。

法律解釈、技術理解、事実認定のいずれの面からも、審決を取り消した本判決は妥当であり、特許実務においても参考になる重要な判例と評価できる。この判決は、特許明細書における技術用語の記載レベルと明確性要件の関係について、バランスの取れた判断を示したものとして評価できる<sup>[3] [4] [6]</sup>。

## 実務への示唆

本判決から、特許出願における技術用語の扱いについて以下の示唆が得られる：

1. 出願時の技術常識となっている用語については、必ずしも明細書で詳細に定義する必要はない
2. ただし、新規な技術用語や独自の意味で用いる場合は明細書で具体的に説明すべき
3. 明確性の判断は「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確か」という視点で行われる<sup>[2] [3] [4]</sup>

✻

1. [https://unius-pa.com/decision\\_cancellation/10388/](https://unius-pa.com/decision_cancellation/10388/)
2. <http://www.meisei.gr.jp/report/電子患者介護用のシステム、方法および装置-審決/>
3. [https://www.soeci.com/特許\\_令和6年\(行ケ\)第10005号「電子患/](https://www.soeci.com/特許_令和6年(行ケ)第10005号「電子患/)
4. <https://ipforce.jp/articles/soei-patent/hanketsu/2025-03-19-7304>
5. <https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/IPNewsletter202502.pdf>
6. <https://note.com/tskomatani/n/n242ff7974cfd>
7. <https://clinics-cloud.com/column/1>